

## ◎佐賀県条例第4号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に <u>引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員</u> (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」といい、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日を含む。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>  (ウ) 略 イ・ウ 略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」といい、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日を含む。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (イ) 略 イ・ウ 略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めら</p>

改正前	改正後								
<p>の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>れるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての任期付職員条例及び任期付研究員条例の特例)</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての任期付職員条例及び任期付研究員条例の特例)</p>								
<p><b>第16条</b> 育児短時間勤務職員についての任期付職員条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><b>第16条</b> 育児短時間勤務職員についての任期付職員条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>								
<table border="1" data-bbox="249 755 1118 946"> <tr> <td data-bbox="249 755 570 811">略</td> <td data-bbox="570 755 1118 811">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="249 811 570 946">任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第4項</td><td data-bbox="570 811 1118 946"></td> </tr> </table>	略	略	任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第4項		<table border="1" data-bbox="1170 755 2048 946"> <tr> <td data-bbox="1170 755 1491 811">略</td> <td data-bbox="1491 755 2048 811">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1170 811 1491 946">任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第5項</td><td data-bbox="1491 811 2048 946"></td> </tr> </table>	略	略	任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第5項	
略	略								
任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第4項									
略	略								
任期付職員条例第7条 第3項及び任期付研究員条例第5条第5項									
<p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p>								
<p><b>第21条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p><b>第21条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>								
<p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p>								
<p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p>									

改正前	改正後
<p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u>  <u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p><b>第24条 略</b></p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><b>第24条 略</b>  <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><b>第25条</b> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業等に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業等の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。  <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><b>第26条</b> 任命権者は、育児休業等の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員に対する育児休業等に係る研修の実施</li> <li>(2) 育児休業等に関する相談体制の整備</li> <li>(3) その他育児休業等に係る勤務環境の整備に関する措置  <u>(育児休業をしている非常勤職員の業務を処理することを職務内容とする職に任用された非常勤職員等への配慮)</u></li> </ul> <p><b>第27条</b> 任命権者は、育児休業をしている非常勤職員が職務に復帰する場合において、その職員の業務を処理することを職務内容とする職に任用された非常勤職員が退職後に他の職に任用されることを希望するときは、当該職員に配慮した措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(補則)  <b>第25条 略</b></p>	<p><u>2 任命権者は、育児休業をしている非常勤職員が職務に復帰することなく退職する場合において、当該職員が退職後に他の職に任用されることを希望するときは、当該職員に配慮した措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(補則)  <b>第28条 略</b></p>

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。